

## 大槌町乳幼児相談実施要領

### (趣旨)

第1 この要領は、乳幼児及びその保護者の健康の保持増進を図るため、母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定に基づき、乳幼児相談(以下「相談」という。)の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

### (実施対象者)

第2 実施対象者は、相談時に町内に住所を有している下記の乳幼児を対象とする。

- (1)4か月児
- (2)7か月児
- (3)2歳6か月児
- (4)4歳6か月児
- (5)(1)～(4)を含む未就学児と保護者(父母、祖父母)等

### (相談の内容)

第3 内容は、次のとおりとする。

- (1)身体発育状況
- (2)栄養状況
- (3)四肢運動発達状況
- (4)精神発達状況
- (5)言語障害の有無
- (6)予防接種の実施状況

### (相談の実施方法)

第4 前条各号の内容を把握するため、次に掲げる方法により個別もしくは集団方式により相談を実施するものとする。また、保健指導及び栄養指導は、実施方式にあわせ対応を検討・実施するものとする。

- (1)身体計測(身長、体重、頭囲、胸囲)
- (2)問診
- (3)栄養指導
- (4)保健指導
- (5)歯科指導

### (実施体制)

第5 相談を実施するにあたり次に掲げる体制をとるものとする。

- (1)相談は、年間をとおして定期的に実施するものとするが、あらかじめ年間の実施計画を策定し効果的に実施を図るものとする。
- (2)相談の従事者は、保健師及び栄養士等とする。
- (3)相談の結果を母子健康カードに記録し、乳幼児の健康状態を把握するとともに、継続的に乳幼児期の健康管理を行うものとする。

(事後措置)

- 第6 疾病の早期発見及び早期対応を図るため、相談を受診した乳幼児の保護者に対し相談の結果を説明し必要に応じ適切な指導を行うものとする。この場合において引き続き指導の必要がある場合には、発達相談やその他の保健事業への参加を勧めるとともに必要に応じて訪問指導等を行うものとする。
- 2 前項のほか、乳幼児のおかれている家庭環境及び育児環境を把握し、支援が必要なケースを早期に発見するとともに支援を行い乳幼児に対する虐待防止が図られるよう十分留意した指導を行うものとする。
- 3 前項に掲げたもののうち、乳幼児相談において要観察とした幼児への事後指導及びその保護者等の方からの相談については、「すこやか育児相談」として継続的に支援するものとする。

附 則

この要領は、平成 23 年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年4月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 10 月1日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。